

て冷却方法が講ぜられている。

参考文献 橋 治著 海運の実務。(今留光国)

**せんぱくしせつく 船舶施設区** 国鉄の鉄道管理局の現業機関であって、そのおもな担当業務は、船舶施設(用地ならびに連絡船、さん橋、機械区、電力区および信号通信区所管のものを除く)の保守および施工、しゅんせつ工事の施行、船舶施設の用地(保線区所管のものを除く)の管理ならびに岸壁(函館側に限る)の保守および施工に関することである。

青函船舶鉄道管理局の函館と青森に所在している。従前は船舶工事区と称していたが、昭和32・6・1から名称変更になったものである。

区長、助役、しゅんせつ工事掛、しゅんせつ工事手その他保線区、建築区従事員職制に定める職種の従事員が配置されている。(高坂正直)

**せんぱくしよくいんほう 船舶職員法** 船舶は海上で旅客や貨物を運送するのであるから、船体や積荷の危険はもちろん、船客や乗組員の生命すら、ときとして危険にさらされることがある。そこで国家は、これらの災害を未然に防止する施策を行うとともに、法律によって海上における人命と船舶の安全を図ろうとしている。

上記の法律としては、(1) 船舶の構造・設備を整えるための\*船舶安全法 (2) 船舶の乗組員の技術を整えるための船舶職員法 (3) 船舶の衝突を防ぐための海上衝突予防法(昭和28・8・1法律第151号)の3つがおもなものである。

船舶職員法(昭和26・4・16法律第149号)は、船舶を運行する乗組員の操船技術・機関技術および無線通信技術を整えることによって、航行の安全を図ろうとするもので、その第1条でこの法律の目的として「船舶職員の資格をきめ」これによって船舶の航行の安全を図る」ことを掲げている。その概要は

1 一般的なこと(第1章)

(1) この法律は船舶職員の資格を定めることによって、船舶の航行の安全を図ることを目的としている (2) この法律で船舶職員とは、船長・航海士・機関長・機関士・船舶通信士等11の職務に就く者をいうのである (3) この法律は、5歳未満の船舶またはろかいで運転する舟でないかぎり、ほとんど全部の船に適用される。

2 海技従事者の免許および国家試験(第2章)

(1) 海上保安庁長官の免許がなければ、船舶職員となることはできない (2) 免許を受けるには海技従事者国家試験に合格しなければならない (3) 免許を受けるには試験合格後に申請をする (4) 海上保安庁長官は免許を与えたときは、海技従事者免許原簿に登録する (5) 免許の証拠として海技免状を交付する。

3 船舶職員の員数および資格(第3章)

(1) 本法に定められた員数と資格の船舶職員を乗り組ませることは、船舶所有者の責任である (2) この規定に違反した船舶所有者は20万円以下の罰金に処せられる (3) 規定の船舶職員を乗り組ませないことができる例外 (4) 海技免状は船内でもってなければならぬ。

4 本法の各章に分類することのできない雑則を規定する(第4章)。

参考文献 運輸省編 船員の法規。(今留光国)

**せんぱくせきりょうそくどほう 船舶積量測定法** 船舶の寸法は長さ、幅と深さで示され、その大きさはトン数で表わされる。トン数についても船舶内部の全容積を示すものが総トン数(総積量)であり、この総トン数から船員室・航海用具室・機関

室等の、航海と船舶の安全に必要な場所を控除し、貨物の運送に供し得る容積を表わすものが純トン数(純積量)である。これら船舶のトン数を測る方法を規定したものが船舶積量測定法であって、すべて船舶の積量は、この法律で定めた一定の形式にしたがって測られるのである。

この法律の規定する積量測定の概要

1 総則の規定

(1) 船舶の積量は船舶の内法容積を測定して定め、積量計算に用いる長さ・幅・深さ等はすべてメートルとする。

(2) 甲板1層または2層を備える船舶は上甲板を、3層以上を備える船舶は最下層甲板から第2層目にある甲板を測定甲板とする。

2 総積量の算定

甲板1層または2層を備える船舶は、測定甲板下の積量に甲板上の蔽囲(へいゐ)した場所を加えた積量を総積量とする。甲板3層以上の船舶は測定甲板下の積量に、測定甲板上各甲板間の積量および上甲板上蔽囲した場所の積量を加えたものを総積量とする。ただしつぎに掲げる場所で、上甲板上にあるものの積量は総積量に算入しない。

(1) 操舵(だ)機具・繫船(けいせん)機具・揚錨(ようびょう)機具および主機関と連絡しない副汽缶・副汽機に供用される場所

(2) 機関室・操舵室・まかない室および出入口

(3) 採光通風に要する場所および便所

(4) 船舶の安全・衛生または利用上上記各号に掲げるものに準ずべきものと認める場所

甲板を備えない船舶は舷端以下の積量に、舷端上蔽囲した場所の積量を加えたものを総積量とする。

3 純積量の算定

総積量からつぎに掲げる場所の積量を控除したものを純積量とする。ただし総積量に算入しない場所の積量は控除しない。

(1) 船員常用室および海図室

(2) 荷足水艙

(3) 機関室

(4) 操舵機具、繫船機具、揚錨機具および主唧筒(ポンプ)と連結した副汽缶、副汽機に供用される場所

(5) 水夫長倉庫

(6) 帆船の帆庫

(7) 船舶の安全・衛生または利用上上記各号に掲げるものに準ずべきものと認める場所

純積量の算定について、機関室の積量として総積量から控除すべき積量の割合はつぎのとおりである。

(1) 螺旋(らせん)推進器を備える船舶 機関室の積量が総積量の  $\frac{13}{100} \sim \frac{20}{100}$  であるときは、総積量の  $\frac{32}{100}$

(2) 外車を備える船舶 機関室の積量が総積量の  $\frac{20}{100} \sim \frac{30}{100}$  であるときは、 $\frac{37}{100}$

(3) 上記に該当しない場合においては、螺旋推進器を備える船舶は機関室の積量にその  $\frac{3}{4}$ 、外車船は機関室の積量に  $\frac{1}{2}$  を加えたもの

また純積量の算定について、総積量から控除すべき帆庫の積量が  $\frac{25}{1000}$  をこえるときは、これを  $\frac{25}{1000}$  に止める。

4 総積量または純積量 トン(353分の100m<sup>3</sup>)で表わしたものを、それぞれ総トン数または純トン数とする。

5 20m未満の船舶の積量測定 簡易船舶積量測定規程(昭和7年通信省令第12号)による。

船舶の積量は諸税・手数料等賦課の基準となるもので、たと